

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
KX-012	マルチオービットに対応した通信システムの抗たん化技術開発・実証	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和10年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年1月28日(水)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年12月16日（火）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、
談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項、
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年12月18日（木）18:00までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年1月26日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

1. 条件

- (1) 契約相手方は、次の条件を満たしていること。
 - a) 日本国内において、過去10年以上Ku帯及びKa帯での衛星通信サービス及び衛星回線品質を監視する回線運用業務の提供実績を有すること。
 - b) 日本国内にアンテナ開発拠点を有し、Ku帯及びKa帯の口径60cm以上の衛星通信用アンテナの性能特性が測定可能な電波暗室を保有しており、かつKu帯もしくはKa帯のいずれかにおいて1000以上のアンテナ素子を有する電子走査型アレイアンテナを有する商用の非静止衛星向けユーザ端末を過去に開発した経験を有すること。
- (2) 前項各号の条件について、契約相手方のみで全てを満たすことができない場合は、前項各号の残りの条件を満たす会社と契約を締結し、業務の一部について従事させることができる。

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

- a) 書類の形式
1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。
- b) 提出部数
各1部
- c) 提出期限
令和7年12月18日（木）
- d) 虚偽がないものとする。
- e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。
- f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

仕様書

品 件 名	マルチオービットに対応した 通信システムの抗たん化技術 開発・実証	作成年月日	令和7年11月28日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「マルチオービットに対応した通信システムの抗たん化技術開発・実証（以下「本実証」という。）」について規定するものである。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	マルチオービット	人工衛星が運用される軌道において、低軌道、中軌道、静止軌道などの複数の異なる軌道をいう。
2	マルチバンド	複数の異なる周波数帯域をいう。
3	地上局ゲートウェイ	通信衛星とインターネット網等の地上ネットワーク間の通信を中継する地上設備のこと。衛星との安定した通信リンクを確保するためにパラボラアンテナを用いることが多い。
4	マルチオービット衛星通信ユーザ端末	低軌道、中軌道、静止軌道など複数の異なる軌道の通信衛星と通信可能な衛星通信端末をいう。主にアンテナシステム部、モデム部、回線コントローラ部から構成される。
5	アンテナサブシステム	電子走査型アレイアンテナ及びこれを制御するアンテナコントロールユニットからなるマルチオービット衛星通信ユーザ端末における主要な部材をいう。
6	電子走査型アレイアンテナ	複数のアンテナ素子で構成され、電子的に指向性を制御する方式を用いたアンテナをいう。
7	アンテナコントロールユニット	電子走査型アレイアンテナの各アンテナ素子の給電位相、振幅を制御し、ビーム方向を制

番号	用語	定義
		御する制御部をいう。
8	回線コントローラ部	マルチオービット衛星通信を実現するために、SD-WAN技術を用いて複数の衛星回線を自動もしくは遠隔制御により切り替える装置をいう。
9	制御用パソコン	マルチオービット衛星通信ユーザ端末と接続し、アンテナ面から放射されるビームの角度を制御する目的で利用する電子計算機をいう。主に電波暗室におけるアンテナサブシステムの実験時や評価時に用いる。
10	SD-WAN	Software-Defined Wide Area Network (ソフトウェア定義型広域ネットワーク) の略であり、衛星通信回線、LTE/5Gなどのセルラー回線、インターネット回線など複数の通信回線を仮想的に束ねて、柔軟かつ効率的に運用できるようにした仕組みをいう。本仕様書では複数の異なる軌道の通信衛星との通信回線を仮想的に束ねるケースを想定する。
11	EIRP	Equivalent Isotropic Radiated Power (等方放射電力) の略であり、アンテナの指向性を考慮した実効的な放射出力を示し、アンテナの送信性能の指標として用いられる。 単位は dBW。
12	G/T	Gain-to-Noise Temperature ratio の略であり、アンテナの受信性能の指標として用いられる。単位は dB/K。
13	Scan Angle	アンテナ面に垂直な方向から何度ビームを傾けることが可能かを示すもの。90度に近いほど性能が良く、より広い範囲の衛星と通信が可能であることを示す。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場

合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

- a) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- b) 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）
- c) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- d) 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）
- e) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）

1.4 契約相手方の条件

- (1) 契約相手方は、本事業の実施に当たって次の条件を満たしていること。
 - a) 日本国内において、過去 10 年以上 K u 帯及び K a 帯での衛星通信サービス及び衛星回線品質を監視する回線運用業務の提供実績を有すること。
 - b) 日本国内にアンテナ開発拠点を有し、K u 帯及び K a 帯の口径 60 cm 以上の衛星通信用アンテナの性能特性が測定可能な電波暗室を保有しており、かつ K u 帯もしくは K a 帯のいずれかにおいて 1000 以上のアンテナ素子を有する電子走査型アレイアンテナを有する商用の非静止衛星向けユーザ端末を過去に開発した経験を有すること。
- (2) 前項各号の条件について、契約相手方のみで全てを満たすことができない場合は、前項各号の残りの条件を満たす会社と契約を締結し、業務の一部について従事させることができる。

2 本実証に関する要求

2.1 概要

防衛省では、静止軌道上の X 帯防衛通信衛星及び民間通信衛星を利用することにより各種部隊活動を支えているが、今後増大する通信所要に対応するとともに、複数の軌道を利用している通信衛星を活用することにより衛星通信網の複層化を図り、通信の抗たん性を向上させることは喫緊の課題である。現状、異なる軌道の衛星に対して、周波数帯毎に異なるアンテナを用いる等、各通信衛星に適合した個別の通信システムを用いているが、異なる軌道や周波数に対応可能なマルチオービット対応のアンテナ、モデム及び回線をシームレスに切り替える制御技術の開発及び地上実証を行い、複数の衛星通信システムを効率的に活用する検証を実施することで、抗たん性を確保した将来衛星通信システムの資とする。

2.2 本実証の内容

本実証で実施する項目は次のとおりとする。なお、契約相手方は本実証の実施にあたり、官と十分な調整を実施するものとする。

- a) マルチオービット及びマルチバンドに対応し、シームレスな通信回線の切り替え機能を有する衛星通信システムの検討、設計、仮作及び検証を行うものとする。
- b) マルチオービット衛星通信を用いた通信インフラ抗たん性向上の検証を行うものとする。

2.2.1 マルチオービット衛星通信の検討

契約相手方は、マルチオービット及びマルチバンドに対応し、シームレスな通信回線の切り替え機能を有する衛星通信システムの検討を実施するものとする。

2.2.2 概念設計

マルチオービット及びマルチバンドに対応し、シームレスな通信回線の切り替え機能を有する衛星通信システムを構成する異なる軌道からなる通信衛星、複数の地上局ゲートウェイ（以下、「地上局GW」という）、マルチオービット衛星通信ユーザ端末を含めたマルチオービット衛星通信システムの構築に必要な機能、仕様及びシステムの全体構成を検討し、その検討結果に基づき、マルチオービット衛星通信システムの最適な詳細仕様を検討することとする。主要な仕様項目については、官側と調整の上、検討を行うものとし、技術的実現性の根拠を示すものとする。

2.2.3 マルチオービット衛星通信システム

高い通信品質と妨害電波への耐性を有する抗たん性の高い通信インフラを実現するため、Ku帯及びKa帯の2つの周波数帯をシームレスに切り替え可能であり、かつ静止軌道衛星（GEO）、中軌道衛星（MEO）、低軌道衛星（LEO）の3つの軌道をシームレスに切り替え可能であり、**表2**の3種類の商用通信衛星を利用した複数の衛星通信システムからなるものである。構成は**図1**による。

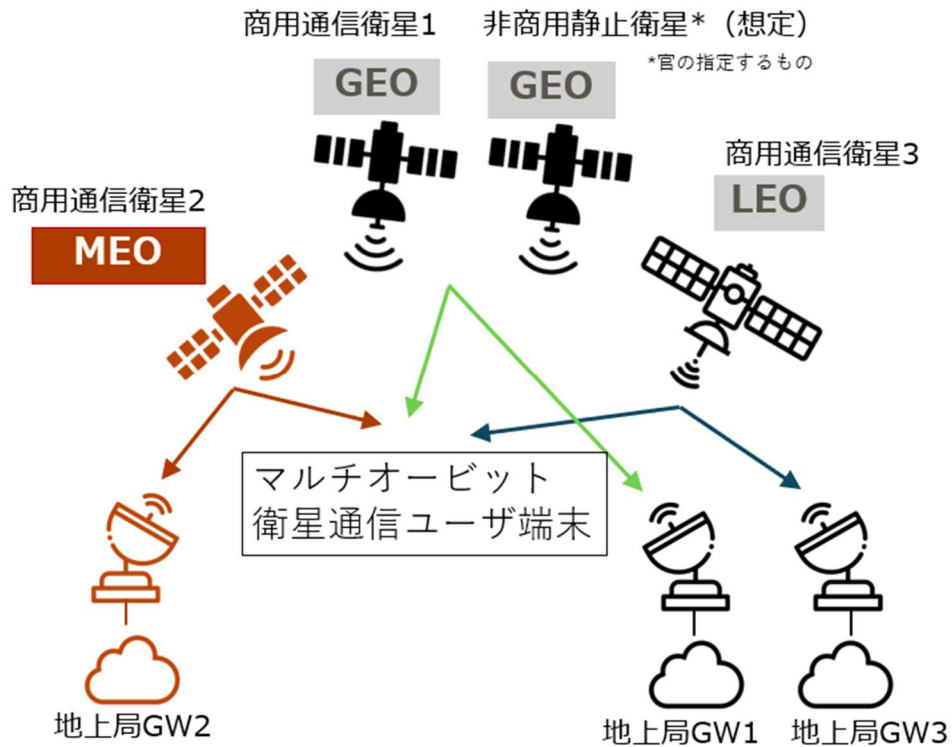


図 1－マルチオービット衛星通信システム

表 2－商用通信衛星の詳細

区分	商用通信衛星 1	商用通信衛星 2	商用通信衛星 3
軌道区分	静止軌道	中軌道	低軌道
衛星高度	約 3 万 6 千 km	約 8000km	約 1200km
周波数帯	Ku 帯 ^{b)}	Ka 帯 ^{a)}	Ku 帯 ^{b)}
注	^{a)} 表 5 参照。 ^{b)} 表 7 参照。		

2.2.4 衛星通信システム

衛星通信システムは、地上局GW、通信衛星、マルチオービット衛星通信ユーザ端末からなるシステムである。構成は図 2 による。なお、本実証では、表 2 の 3 種類の商用通信衛星を用いた 3 種類の衛星通信システムに加え、官の指定する非商用通信衛星も検討対象に含むものとする。

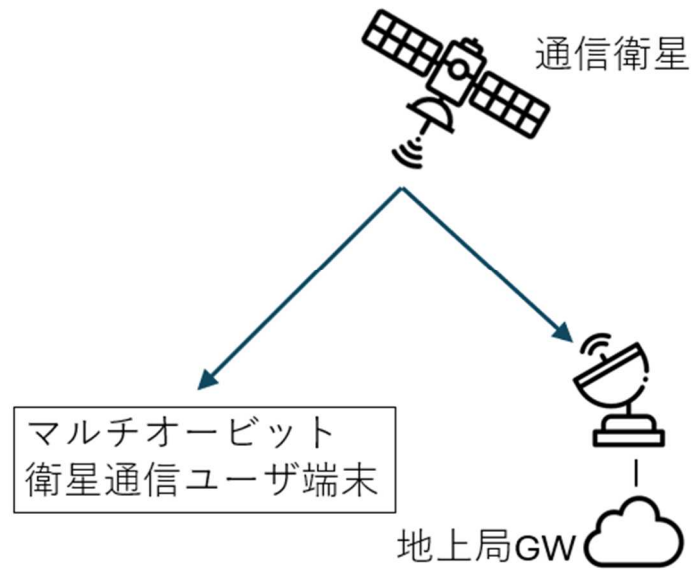


図2－衛星通信システム

2.2.5 マルチオービット衛星通信ユーザ端末の設計及び仮作

高い通信品質と妨害電波への耐性を有する抗たん性の高い通信インフラを実現するため、Ku帯及びKa帯の2つの周波数帯をシームレスに切り替え可能であり、かつ静止軌道衛星、中軌道衛星、低軌道衛星の3つの軌道をシームレスに切り替え可能なマルチオービット衛星通信ユーザ端末を設計し、仮作するものとする。なお、本実証で仮作するマルチオービット衛星通信ユーザ端末は、以下の仕様を満たすものとする。

- アンテナサブシステム1及びアンテナサブシステム2を有し、表5及び表7の周波数による送受信に対応できること。
- 表2の3種類の商用通信衛星と通信可能なモデム1～3を端末内に有すること。
- 回線コントローラ部を端末内に有し、SD-WAN準拠の回線コントローラ部による回線の自動切り替え及び集中管理に対応できること。
- 上記a)～c)を満たしたうえで一体化し、表3の目標寸法を実現するものとする。構成は図3による。

表3－マルチオービット衛星通信ユーザ端末の目標寸法

名称	目標寸法 (mm)		
	高さ	幅	奥行
マルチオービット衛星通信ユーザ端末 ^{c)}	最厚部 450	1,000	1,800

注^{c)} アンテナシステム部、モデム部及び回線コントローラ部を含む

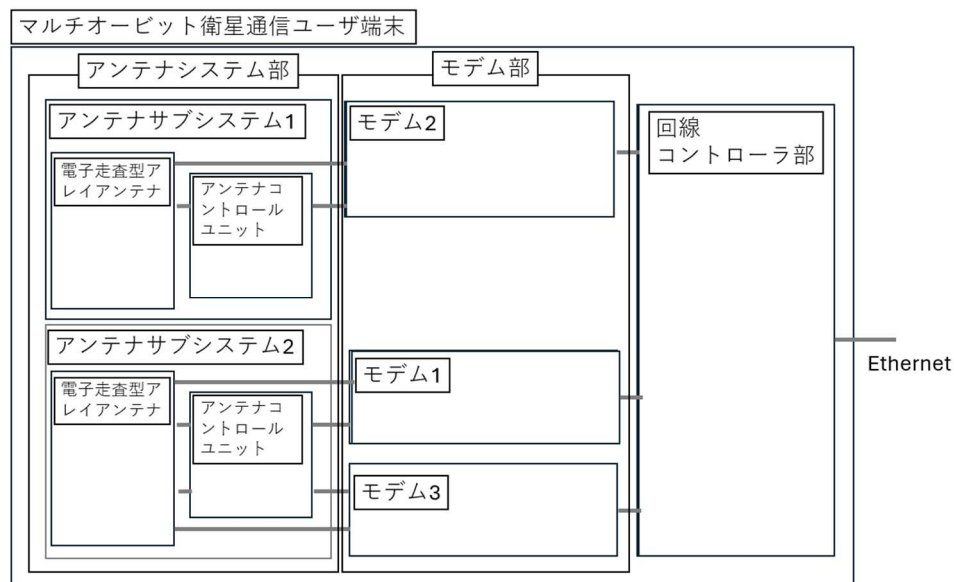


図3－マルチオービット衛星通信ユーザ端末

2.2.5.1 アンテナシステム部

2.2.2 で検討したマルチオービット衛星通信システムの仕様に基づき、アンテナサブシステム1、2の構成要素である電子走査型アレイアンテナ及びアンテナコントロールユニットを有するアンテナシステムの設計及び仮作を行う。Ku帯及びKa帯をシームレスに切り替え可能なマルチオービット衛星通信ユーザ端末で使用するため、各周波数帯に対応可能な電子走査型アレイアンテナを以下の項目に示す仕様を前提として2種類を設計及び仮作するものとする。なお、仮作したアンテナシステムについては、マルチオービット衛星通信システムに使用することを前提に、問題なく動作することを確認するものとする。

2.2.5.1.1 アンテナサブシステム

a) アンテナサブシステム1

Ka帯静止軌道衛星及びKa帯中軌道衛星との接続に用いるアンテナサブシステムを想定することとし、目標寸法及び基準仕様は表4及び表5による。

表4－アンテナサブシステム1の目標寸法

名称	周波数帯	目標寸法 (mm)		
		高さ	幅	奥行
アンテナサブシステム1	K a 帯	最厚部 200	800	700

表5－アンテナサブシステム1の基準仕様

項目	基準仕様	備考
送信周波数	27.5-31.0 GHz	
受信周波数	17.7-21.2 GHz	
偏波	円偏波 (RHCP, LHCP 切替可能)	
EIRP	48dBW 以上	Peak 時
G/T	14dBK 以上	Peak 時
Scan Angle	60 度以上	モデム2及び制御用パソコンから制御できること。接続は図4による。

b) アンテナサブシステム2

K u 帯静止軌道衛星及びK u 帯低軌道衛星との接続に用いるアンテナサブシステムを想定することとし、目標仕様及び基準仕様は表6及び表7による。

表6－アンテナサブシステム2の目標寸法

名称	周波数帯	目標寸法 (mm)		
		高さ	幅	奥行
アンテナサブシステム2	K u 帯	最厚部 200	1,000	1,000

表7－アンテナサブシステム2の基準仕様

項目	基準仕様	備考
送信周波数	14.0-14.5 GHz	
受信周波数	10.7-12.7 GHz	
偏波	直線偏波及び円偏波の切替可能 (円偏波時：受信側：RHCP, 送信側：LHCP)	

EIRP	44dBW 以上	Peak 時
G/T	9dBK 以上	Peak 時
Scan Angle	60 度以上	モデム 1、3 及び制御用パソコンから制御できること。接続は図 4 による。

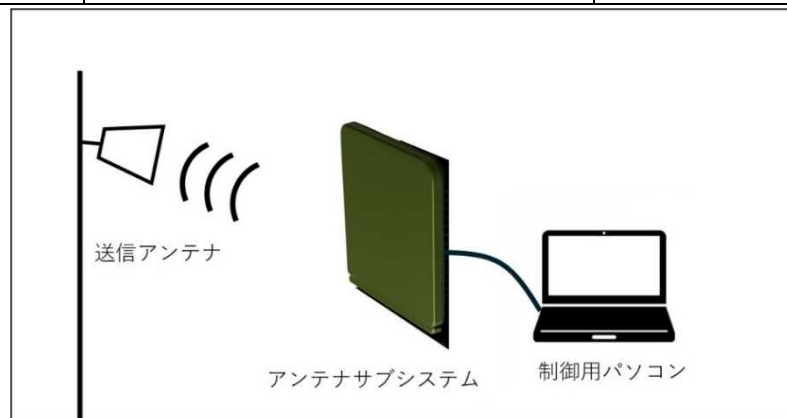


図 4 - アンテナサブシステムと制御用パソコンの接続図

2.2.5.2 モデム部

2.2.2 で検討したマルチオービット衛星通信システムの仕様に基づき、**表 2** の商用通信衛星に接続可能なモデム 1～3 の 3 種類のモデムを有し、2.2.5.1 のアンテナシステムと接続する。

2.2.5.3 回線コントローラ部

2.2.2 で検討したマルチオービット衛星通信システムの仕様に基づき、**表 2** の商用通信衛星に接続可能なモデム 1～3 と接続し、回線の切り替えを行う。なお、SD-WAN に準拠し、SD-WAN の機能を用いた回線の集中管理及び自動切り替えに対応するものとする。

2.2.6 実環境を模擬したマルチオービット衛星通信の可用性と通信インフラ抗たん性向上の検証

仮作したマルチオービット衛星通信ユーザ端末を用いて実施する検証は、次による。

- 特定の衛星回線「断」の状況を模擬し、あらかじめ衛星を捕捉した状態において 1 分以内に衛星通信回線を切り替えて通信が復旧することを確認する。
- 2 つ以上の衛星通信回線の切り替えが可能であることを検証する。具体的な検証内容は、次による。なお、1) から 5) の検証において、実施する上での課題等が生じた場合は、実施要領について官と協議するものとする。ただし、4) は切り替え検証の対象外とする。

- 1) 商用通信衛星 1 との接続検証
Ku 帯を用いた商用静止軌道衛星との通信を想定し、商用通信衛星 1 と仮作したマルチオービット衛星通信ユーザ端末との屋外接続検証を実施する。
- 2) 商用通信衛星 2 との接続検証
Ka 帯を用いた商用中軌道衛星との通信を想定し、商用通信衛星 2 と仮作したマルチオービット衛星通信ユーザ端末との屋外接続検証もしくは模擬環境での接続検証を実施する。
- 3) 商用通信衛星 3 との接続検証
Ku 帯を用いた商用低軌道衛星との通信を想定し、商用通信衛星 3 と仮作したマルチオービット衛星通信ユーザ端末との屋外接続検証もしくは模擬環境での接続検証を実施する。
- 4) 非商用静止衛星との接続検証
Ka 帯を用いた官の指定する非商用静止衛星との通信を想定し、仮作したマルチオービット衛星通信ユーザ端末の模擬環境での接続検証を実施する。なお、評価にあたっては既存の商用静止衛星の性能等を参考とする。
- 5) マルチオービット通信の可用性検証
複数の通信衛星と接続し、マルチオービット通信の可用性を検証する。なお、衛星回線「断」が発生した状況を模擬し、あらかじめ端末において衛星を捕捉した状態において 1 分以内に衛星通信回線を切り替えることができることを確認する。
- 6) マルチオービット衛星通信ユーザ端末の搭載性検討
マルチオービット衛星通信ユーザ端末の質量及び消費電力の測定を行い、搭載性に関する検討を行うものとする。

3 その他の要求

3.1 作業実施計画書の作成

契約相手方は、契約締結後速やかに、本事業に関する実施計画書（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を官に提出し、承認を得るものとする。

3.2 業務従事者名簿の作成

契約相手方は、本実証に従事させる者について、契約締結後速やかに、氏名、役職名、生年月日、年齢、業務経験年数及び国籍を記入した業務従事者名簿を 2 部作成し、官側に提出して承認を得るものとする。また、契約期間中に業務従事者に変更が生じた場合は、官側に報告し、変更分を提出するものとする。

3.3 官民調整会

契約相手方は、官側と調整の上、隔月1回を基準に官民調整会を実施し、進捗状況、本実証を進めていく上での課題並びに対策及びその後の本検証の方向性について調整するものとする。官民調整会には、官側及び契約相手方が参加するほか、契約相手方が本検証の実施に際して第三者と契約を締結し、本検証作業に参加させている場合、官側の確認を得た上で当該第三者が参加できるものとする。官民調整会終了後、契約相手方は、速やかに議事録を官側に提出するものとする。

3.4 成果報告会

契約相手方は、2項に示す設計、試験及び検証結果を含む本事業の成果を成果報告書として纏めるとともに、表8に示す成果報告会を実施するものとする。なお、成果報告会の細部については、官との調整によるものとする。

表8 成果報告会

名称	実施場所	実施時期	備考
成果報告会	防衛省 市ヶ谷地区	令和10年3月(基準)	

- a) 議事録を作成するものとする。議事録は1部を電子データで官の指定する電子メールアドレスへ提出するものとする。
- b) 使用する資料は原則、Microsoft® Word、同Excel、同PowerPointを使用して作成すること。
- c) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、通信工学及び宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

4 提出文書及び納入物

契約相手方は、表9に示す提出書類及び表10に示す納入品を官側に提出するものとする。なお、提出書類は電子媒体（CD-R、又はDVD-R）とし、Microsoft® Word 又はPowerPoint と互換性のある閲覧及び編集可能なファイル形式を基準とする。ただし、官民調整会議資料及び官民調整会議議事録については、電子媒体での提出に代わって電子メールでの提出も可とする。

- a) 官民調整会や成果報告会等の場における官側からの指摘事項について、提

出書類及び納入品に適切に反映するものとする。

- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 提出文書及び納入物は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。

表 9－提出書類

番号	名称	数量	提出場所	提出時期	備考
1	業務従事者名簿	1部	防衛政策局 戦略企画参 事官	契約締結後、速やかに	
2	作業実施計画書			契約締結後、速やかに	
3	官民調整会資料			官民調整会の開催時	
4	官民調整会議事録			官民調整会後、速やかに	
5	成果報告会議事録			成果報告会後、速やかに	
6	試験計画書			実施計画書による	

表 10－納入品

番号	名称	数量	提出場所	提出時期	備考
1	成果報告書	1部	防衛政策局 戦略企画参 事官	令和10年3月31日	

5 その他の指示

5.1 役務期間

契約締結日～令和10年3月31日

5.2 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施す

るものとする。

5.3 官の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

5.4 発生材の処置

本事業で生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

5.5 器材等

契約相手方は、本事業に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本業務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けることができるものとする。

5.6 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）及び研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（装技振第7243号 31.3.29）における別紙1“研究委託性のある請負契約などにおける知的財産の取扱要領”に対応して付される、知的財産の取扱いに関する特約条項の規定によるほか、以下によるものとする。

- a) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された著作物（著作権法第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入と同時に官に譲渡し、また、契約相手方は著作者人格権を行使せず、契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。
- b) 官は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約相手方の固有の技

術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。

- c) 官は、契約相手方から、a) 項により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- d) c) 項にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、a) 項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- e) 契約相手方は、知る限りにおいて、仕様書で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）を報告する。また、契約相手方は、官に提出した技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の記載箇所及びb) 項ただし書きの指定について、官に報告する。以上の報告は、知的財産管理報告書を作成し、官に提出して行うものとする。
- f) 官は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された技術資料についての利用及び処分に関する権利を有する。ただし、当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料については、この限りでない。

5.7 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官側の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- b) 官側は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする
- d) 調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。